

# 道の駅いぶすき特産物直売所運営規約

## (目的)

第1条 道の駅いぶすき特産物直売所運営規約（以下、「運営規約」という。）は、道の駅いぶすきに設置する指宿地域交流施設（以下、「施設」という。）内において、特産物等を販売するコーナーである道の駅いぶすき特産物直売所（以下、「直売所」という。）について、必要な事項を定め適正な運営に資することを目的とする。

## (直売所)

第2条 直売所は、新鮮で安心できる商品を提供することにより生産者と消費者との交流を図るとともに、地域の特産品や地場で生産された生鮮品（農林水産物等）を展示販売することによって、商工業・農林水産業の振興及び生産者の生きがいつくりに寄与するものとする。

## (運営組織)

第3条 直売所の運営は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）以下、「PFI法」という。）に則り、指宿市（以下、「市」という。）と株式会社サニーケープ（以下、「事業者」という。）との間で締結した指宿地域交流施設整備等事業特定事業契約約款第62条の規定に基づき実施する。

2 事業者は、直売所運營業務に関するすべての業務を有限会社ファインサプライ（以下、「運営会社」という。）に委託し、運営会社は、直売所運営に関する一切の責任者として運營業務責任者を施設内に配置する。

## (責務)

第4条 市は、本運営規約に定める事項について、PFI法の趣旨に鑑み民間の経営能力及び技術能力が効果的に発揮できるよう事業者と協議の上、決定するものとする。

2 事業者は、本運営規約に則り、円滑な運営に心がけるものとする。

## (営業日)

第5条 直売所の営業は、年中無休とする。ただし、運營業務責任者が特に必要と認めたときは、市と協議の上、休業することができる。

## (開業時間)

第6条 直売所の開業時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、運營業務責任者が特に必要と認めたときは、市と協議の上、開業時間を変更することができる。

#### (出荷対象者)

第7条 出荷対象者（以下、「出荷者」という。）は、道の駅いぶすき出荷者協議会（以下、「出荷者協議会」という。）の会員として登録した者であり、かつ本運営規約を遵守できるものとする。

#### (出荷できる商品及び制限)

第8条 直売所に出荷できる商品（以下、「商品」という。）は、出荷者が自ら生産又は加工したものとする。ただし、直売所を利用する消費者のために、運営会社が必要と判断した商品については、他の出荷者に影響のない範囲で運営会社が仕入れることができる。

- 2 商品は、食品衛生法にふれない物とする。
- 3 加工食品等で営業許可を必要とする商品を出荷する者は、加工食品営業許可証を提示するとともに、食品営業賠償共済やPL保険等に加入しなければならない。
- 4 出荷品目は、一人7品目以内とし、1品目30点までとする。
- 5 加工商品が原材料と形状が同じなど、直売所の商品として相応しくないと運營業務責任者等が判断した場合、その商品に対する取扱いは、道の駅運営協議会で決定するものとする。

#### (出荷時間)

第9条 商品の出荷時間は、原則として午前7時00分から午前8時30分までとする。ただし、商品が不足若しくは売り切れた場合は、運營業務責任者の要請に基づき途中出荷をすることができる。

- 2 出荷手続きの際、出荷に関することや商品の陳列等については、運營業務責任者の指示に従うこととする。
- 3 出荷時間内に商品が過剰に納入されるなどして売り場に陳列できない場合は、運營業務責任者の判断により出荷調整をすることができる。

#### (出荷方法)

第10条 出荷者は、事前に商品名・価格・出荷者名等が記載されたバーコードラベルを運営会社から購入し、出荷日時を記入の上、商品に貼付して出荷するものとする。

- 2 直接バーコードラベルを貼ることができない場合は、運營業務責任者の指導を受けるものとする。
- 3 運営会社が準備するバーコードラベル、包装品等の注文は、5日前までに所定の用紙に記入し、運營業務責任者へ申し出るものとする。
- 4 バーコードラベル、包装品等の代金は、購入時に現金払いとする。ただし、運營業務責任者の判断により、商品販売代金から差し引き精算することができる。
- 5 有機農法で採れた野菜やEM農法で採れた野菜などを出荷する者は、証明する書類等をあらかじめ運營業務責任者に提出し、内容を明記したものを商品に添付することができる。

- 6 商品についてのこだわりや作り方・食べ方等の「売り文句」並びにキャッチフレーズ等をPRしようとする出荷者は、その内容を明記したものを商品に添付することができる。
- 7 商品に傷等がある場合は、必ず表示して出荷するものとする。

#### (販売方法及び販売手数料)

第11条 販売方法は委託販売方式とし、販売手数料は次のとおりとする。

- (1) 指宿市郡内の生鮮品（農林水産物等）の場合は、売上額の20%とする。
  - (2) 指宿市郡内で製造され許可を受けた加工食品、指宿市郡内で生産される工芸品・民芸品及び指宿ブランド産品協会会員の生産品並びに農産加工組合が製造する商品の場合は、売上額の25%とする。
  - (3) 鹿児島県内で生産される観光土産品等の場合は、売上額の40%とする。
  - (4) 前3号において保冷庫使用の場合は、上記販売手数料に5%を加算するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、その他必要な事項が生じたときは、市と事業者で協議の上、別に定めることとする。

#### (商品の価格)

第12条 商品の価格は、出荷者が市場価格等を調査研究し、出荷者自らが決定するものとするが、不当に市場価格等と格差があると判断した場合は、運營業務責任者が指導・助言を行うことができるものとする。

- 2 商品の本体販売価格は最低100円とし、それ以上については、10円単位で設定するものとする。

#### (販売代金の精算)

第13条 商品の販売代金精算については、レジを通過した商品のみを売上げとして精算する。その管理方法は、POSシステムを導入し、バーコードラベルによる販売方法とする。

- 2 販売代金の精算は、原則として毎月2回、次に掲げる手続きより事業者が各出荷者の指定口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料は、出荷者負担とする。
  - (1) 1回目は、15日締めとし、25日に支払うものとする。
  - (2) 2回目は、月末締めとし、翌月10日に支払うものとする。
  - (3) 前2号の支払日に金融機関が休日の場合は、直前の営業日とする。

#### (荷姿)

第14条 出荷者は、常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めるものとし、商品については、衛生的に取り扱うこととする。また、荷姿については、傷まないよう個々で工夫し、陳列する時は、他の出荷者の商品を押し退けるなどして置かないようお互いにマナーを守ることとする。

### (出荷計画)

第15条 出荷者は、出荷する月の2か月前までに出荷計画書を運營業務責任者に提出することとする。

なお、出荷計画書に記載した商品が出荷できない場合は、出荷者本人が運營業務責任者へ直接連絡をするものとする。

### (残品の引き取り)

第16条 残品の引き取りについては、次に掲げる日数を基準に判断するものとする。

- (1) 加工品・お菓子類は、消費期限又は賞味期限を出荷者が自分で明記することとし、消費期限が1日を超えない商品は、出荷した当日又は翌日出荷時間内に、それ以外の商品については消費期限又は賞味期限の3分の1の日数を残して引き取るものとする。
  - (2) 野菜類・果実・花等は、出荷した当日又は翌日出荷時間内に引き取るものとする。
  - (3) 工芸品・木工品・陶芸品・土産品は、7日毎に運營業務責任者と協議の上、販売動向、品揃え等を検討し、売れないものは入れ替えるものとする。
  - (4) その他詳細品目については、運營業務責任者の指示のもと、引き取るものとする。
- 2 残品の確認は、出荷者が直接直売所に出向き、自分の残品の確認を行うこととする。直売所からは、各出荷者に連絡しないものとする。
  - 3 残品の引き取り時間については、直売所閉店後1時間以内又は翌日出荷時間内に、各出荷者の責任において、引き取るものとする。
  - 4 所定の期間内に引き取らない商品は運営会社が処分するが、その場合は処分料を徴収するものとする。処分料は、数量に関係なく1回につき1,000円とし、現金もしくは商品販売代金精算時に差し引くものとする。
  - 5 出荷箇所の清掃は、随時出荷者自ら自主的に行うものとする。
  - 6 残品の引き取りの注意を受けた者が指示に従わない場合は、運營業務責任者の判断と責任により、出荷停止処分の対象とし、対象者へは文書で連絡するものとする。

### (事故及び苦情等の処理)

第17条 商品の苦情・返品については、出荷者が責任をもって対処することとする。ただし、苦情の緊急度、重要性を考慮し、運營業務責任者が必要と認め、運營業務責任者が対応した場合、対応に要した費用はすべて出荷者の負担とし、商品販売代金精算時に差し引くものとする。

- 2 商品の破損及び紛失等は、原則として出荷者の負担とする。

### (処分)

第18条 商品に対し、事故及び苦情があった出荷者については、運營業務責任者より注意又は改善勧告を行い、改善等の対処が見られないと判断したときは運營業務責任者の判断で、出

荷停止等を文書によって行うものとする。

- 2 出荷者が直売所の目的に反する行為を行ったときは、運營業務責任者の判断により改善勧告を行う。それでも改善されないときは、運營業務責任者の判断により出荷停止等の処分を文書によって行うものとする。
- 3 運營業務責任者は、前2項により処分した出荷者の氏名を出荷者協議会に連絡するものとする。

#### (その他)

第19条 この運営規約にないもので直売所の運営に関する問題等が生じた場合は、市と事業者と協議の上、決定するものとする。

#### (附則)

この規約は、平成16年10月1日から施行する。